

薬局における薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点（令和3年度版）

令和3年9月1日 日本薬剤師会

1. 配送費の支払い等

① 補助対象

事業実施者の所在する都道府県内の薬局において、令和2年4月2日事務連絡及び令和2年4月10日事務連絡等<sup>(注)</sup>に基づき調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の以下の費用を補助する。

- ・ 薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費
- ・ 患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料

また、事業実施者において、上記内容に関する薬局からの申請の受付や申請内容の集計、費用の支払い等を行うために必要な経費を補助する。必要な経費は、薬局における薬剤交付支援事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める。

（注）対象となる事務連絡は、以下のとおり。

呼称	事務連絡タイトル	処方箋の取扱い
令和2年4月2日事務連絡	新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について	CoV 宿泊
	新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養児の感染管理対策について	CoV 自宅
令和2年4月10日事務連絡等（注）	新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（4月10日事務連絡）	0410 対応
	歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（4月24日事務連絡）	

（注）等：このほかに、今後対象となる事務連絡が発出された場合には、その都度明確化される予定。

② 補助額

補助額は、実施要綱の定める範囲に基づき、以下のとおりとする。

なお、最終的な薬局での負担額を上回る額の請求は認められず、請求額には振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料は含まない。

処方箋の備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されている場合	薬剤の配送に要した費用の全額
処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載されている場合	薬剤の配送に要した費用のうち、 <u>100 円</u> を差し引いた額

「薬剤の配送に要した費用」は、以下のとおりとする。

○薬局の従事者が患者宅等に届けた場合：

- ・ 交通費等の実費額相当として、距離を問わず以下のとおりとする。

**1. 新型コロナウイルス感染症患者（自宅または宿泊療養）**

**即時的・緊急的な薬剤交付（配送）が求められるため、3,000 円 / 1 件とする。**

**2. 上記以外の患者（0410 対応）**

**500 円 / 1 件とする。**

- ・ 宿泊療養施設等に対し複数人分を同時に届けた場合も「1 件」と考える。

○配送業者を利用した場合：配送料（実費）

③ 請求額

薬局から都道府県薬剤師会への請求額は、下表「県薬への請求額」のとおりとする。0410 対応の患者負担分（100 円）は、薬局が患者から徴収すること。

処方箋	配送方法	県薬への請求額	患者負担 <sup>(注)</sup>
CoV 自宅 CoV 宿泊	薬局の従事者	<b>3,000 円</b>	0 円
	配送業者	<b>配送料全額</b>	
自宅および宿泊療養施設の患者について複数人分を同時に届けた場合であっても 1 件とし、3,000 円を都道府県薬剤師会へ請求する。 ※この場合の請求手続きは、以下⑤の【別紙】に全件を記載した上で、代表する 1 件のみ請求（○を記入）し、それ以外は○をしない（空欄のまま）こと。			
0410 対応	薬局の従事者	<b>400 円</b>	100 円
	配送業者	<b>配送料-100 円</b>	

	<p>1か所の届け先について複数人分を届けた場合であっても1件とし、400円を都道府県薬剤師会へ請求する。</p> <p>※この場合の請求手続きは、CoV自宅、CoV宿泊と同様とする。</p>
--	--

(注) 患者負担分は、薬局が患者から徴収する。

#### ④ 配送方法及び配送に関する留意点

配送方法は、患者が希望する薬局に対して依頼することを踏まえ、また予算には限りがあることから、薬局の従事者が直接届けることを基本としつつ、薬局の業務負担等を考慮し、患者と相談の上、適当な配送方法を選択すること。

**薬剤の持参・配送に際しては、感染拡大防止に留意する必要があるため、患者または家族等と直接接触しない方法について留意すること(別表参照)。**

配送業者を使用する際は、品質保持の確保や緊急性等を考慮した上で、適切と考えられる方法を利用すること。

#### ⑤ 請求に係る手続

薬剤の配送等を行った薬局においては、月ごとの配送等に要した費用等について、翌月15日までに事業実施者に実施状況の一覧【別紙】(※)を提出すること。また、当該薬局においては、申請に当たって、申請の根拠となる資料を保存しておくこと。

(根拠となる資料の例)

- ・処方箋の写し(備考欄に0410対応、CoV自宅、CoV宿泊等が記載されているもの)
- ・配送料の金額がわかるもの(伝票控え、配送業者からの請求書等)

※【別紙】電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況の一覧

令和2年4月10日事務連絡の「5. 本事務連絡による対応期間内の検証」における検証に用いることを想定。

#### ⑥ 請求にあたっての留意点

- ・「0410対応」と記載された処方箋であっても、患者が来局した場合には0410対応として扱わないため、配送料の補助の対象とならないこと。⑤の手続きには含めない。
- ・一部負担金の授受に伴う手数料(振込手数料、代引き手数料等)については、

支援の対象外（患者の自己負担）。

- ・本事業の支援対象となる配送業者は、いわゆる宅配便を想定しているが、配送業者の選定に際しては④を踏まえること。

#### ⑦ 事業の開始・終了時期

本事業は、令和2年度については予算成立より実施していたが、一旦事業として終了している。

今般、事業が延長されたことを踏まえ、令和3年度事業について、令和3年4月1日より再開するものとする。但し、予算の範囲内での実施であることから、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了することに留意する。

なお、本留意点は、改訂を行った令和3年9月1日より適用するものとする。

また、事業の終了が令和3年度末であることから、支援対象は最大でも令和4年2月末日分まで（請求は令和4年3月15日締め切り）となることに留意する。

#### ⑧ 事業費の精算時期

令和3年度末までの事業実施後、基準額を上限として、要した費用を事業実施者に精算する予定。

事業実施者（都道府県薬剤師会）から薬局に対する費用の精算は、⑦に記載した終了時期以降を予定。

## 2. その他

- ・電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況については、概ね1か月単位で、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より報告の求めがあるため、対応されたい。

以上

[参考] 薬局における患者への案内内容（例）

- ◆ 新型コロナウイルスの感染防止のための特別な措置として、ご自宅のまま、電話等でのお薬の説明、お薬の受け取りが可能となりました。
- ◆ 薬の送料は、通常は患者さんのご負担ですが、新型コロナウイルス感染症の対策として、期間限定で、国からその費用の一部が補助されることとなりました。
- ◆ 配送業者については、薬局が指定した業者となりますので、ご了承ください。
- ◆ 支払いに関する手数料（振込手数料など）は補助の対象外ですので、患者さんのご

負担となります。

区分	案内方法の例
新型コロナウイルス感染症の患者で、宿泊療養または自宅療養の方	全額補助対象
上記以外の方（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご自宅でのお薬の説明、薬の受取りをご希望の方）	<u>100円患者負担</u> 、残額は補助対象

(注) お薬の種類によっては配送が困難な場合があります、薬局への来訪をいただくことがあります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための時限的・特例的な取り扱いにおける薬剤の配送について

薬剤	0410 対応	CoV 自宅	CoV 宿泊
<p>I.(a) 通常</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質の保持等に特別の注意を要しないもの（すなわちⅡによる対応は不要）</li> <li>翌日もしくは翌々日以降の授与で問題ないもの（すなわちⅢによる対応は不要）</li> </ul>	<p>① 配送業者を利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>患者または家族等（以下、患者等）と配送業者が<b>直接接しない方法を基本</b>として配送する（配送業者への特別な指示等は不要）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>配送状況が確認できる方法が望ましい。</li> </ul> </li> <li>＜該当サービスの例＞ ※郵便受けへ投函（非対面） <ul style="list-style-type: none"> <li>【日本郵便】クリックポスト（198円）、ゆうパケット（～360円）、レターパックライト（370円）</li> <li>【ヤマト運輸】ネコポス（上限385円）</li> <li>【佐川急便】（照会中）</li> </ul> </li> <li>服薬指導の際に、患者等に配送方法について説明し、薬剤が届いたら、すみやかに薬局へ連絡してもらうよう依頼する（併せて、その旨および電話番号を記載した文書を薬剤に同梱することなども有効）。</li> <li>患者等から連絡がない場合は、服薬状況の把握を兼ねて薬局から連絡し、受取状況などを確認する。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、上記サービスで郵便受けや宅配ボックスなどに入らなかった場合、手渡しとなることに留意する。</li> </ul>	<p>① 配送業者を利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>患者または家族等（以下、患者等）と配送業者が<b>直接接しない方法</b>で配送する（配送業者への特別な指示等は不要）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>配送状況が確認できる方法が望ましい。</li> </ul> </li> <li>＜該当サービスの例＞ ※郵便受けへ投函（非対面） <ul style="list-style-type: none"> <li>【日本郵便】クリックポスト（198円）、ゆうパケット（～360円）、レターパックライト（370円）</li> <li>【ヤマト運輸】ネコポス（上限385円）</li> <li>【佐川急便】（照会中）</li> </ul> </li> <li>服薬指導の際に、患者等に配送方法について説明し、薬剤が届いたら、すみやかに薬局へ連絡してもらうよう依頼する（併せて、その旨および電話番号を記載した文書を薬剤に同梱することなども有効）。</li> <li>患者等から連絡がない場合は、服薬状況の把握を兼ねて薬局から連絡し、受取状況などを確認する。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、上記サービスで郵便受けや宅配ボックスなどに入らなかった場合、手渡しになってしまうため、<b>あらかじめ患者等には、確実に非対面による配送方法となるよう依頼し、かつ、それが可能であることを確認</b>する。</li> <li>もし非対面による配送が不可能と判断した場合は、<b>ほかの配送方法を検討し、対応</b>する。</li> </ul>	<p>① 配送業者を利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「0410 対応」に準じる。</li> </ul>

	<p>② 配送業者を利用しない場合</p> <p>➤ 当該薬局の従事者が自ら届ける（近隣の場合など）。</p>	<p>② 配送業者を利用しない場合</p> <p>➤ 当該薬局の従事者が自ら届ける（近隣の場合など）。</p>	<p>② 配送業者を利用しない場合</p> <p>➤ 「0410 対応」に準じる。</p>
<p>(b) 薬剤の量が多いなどの理由から、I.(a)による対応では困難なもの</p>	<p>① 配送業者を利用する場合</p> <p>➤ 利用可能な方法により配送する。</p> <p>＜該当サービスの例＞ ※対面</p> <p>【日本郵便】ゆうパック（810 円～）、レターパックプラス（520 円）</p> <p>【ヤマト運輸】宅急便（930 円～）、宅急便コンパクト（680 円～）</p> <p>【佐川急便】（照会中）</p> <p>➤ 服薬指導の際に、患者等に配送方法について説明し、薬剤が届いたら、すみやかに薬局へ連絡してもらうよう依頼する（併せて、その旨および電話番号を記載した文書を薬剤に同梱することなども有効）。</p> <p>➤ 患者等から連絡がない場合は、服薬状況の把握を兼ねて薬局から連絡し、受取状況などを確認する。</p> <hr/> <p>➤ 現在提供されているサービスは、患者等と配送業者が直接接する配送方法（すなわち手渡し、対面）が基本。</p> <p>➤ このうち一部サービスは、宅配ボックスや置き場所を指定した配送方法も可能（ただし、配送業者への特別な指示等が必要。詳細は各社へ要確認）。</p>	<p>① 配送業者を利用する場合</p> <p>➤ 患者等と配送業者が<b>直接接しない方法</b>（例：いわゆる置き配サービスなど）で配送する。</p> <p>➤ 患者等に配送方法を説明の上、患者等と配送業者が直接接しない配送のために<b>必要な情報を確認</b>する。</p> <p>➤ <b>当該薬局と配送業者の間での個別契約等に基づき、配送業者が定める方法に従って発送</b>する。</p> <p>＜該当サービスの例＞</p> <p>【日本郵便】ゆうパック（810 円～）</p> <p>【ヤマト運輸】（照会中）</p> <p>【佐川急便】（照会中）</p> <p>➤ 服薬指導の際に、患者等に配送方法について説明し、薬剤が届いたら、すみやかに薬局へ連絡してもらうよう依頼する（併せて、その旨および電話番号を記載した文書を薬剤に同梱することなども有効）。</p> <p>➤ 患者等から連絡がない場合は、服薬状況の把握を兼ねて薬局から連絡し、受取状況などを確認する。</p> <hr/> <p>➤ <b>あらかじめ患者等には、確実に非対面による配送方法を行うために必要な情報を聞き取り、かつ、非対面による受け取りが可能であることを確認</b>する。</p> <p>➤ もし非対面による配送が不可能と判断した場合は、<b>ほかの配送方法を検討し、対応</b>する。</p>	<p>① 配送業者を利用する場合</p> <p>➤ 「0410 対応」に準じる。</p>

	<p>② 配送業者を利用しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 当該薬局の従事者が自ら届ける（近隣の場合など）。 または</li> <li>➢ 患者等に来局を求める（⇒「0410 対応」の処方箋ではないものとして取り扱う）。</li> </ul>	<p>② 配送業者を利用しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 当該薬局の従事者が自ら届ける（近隣の場合など）。 または</li> <li>➢ 家族等に来局を求める。ただし、濃厚接触の可能性のある者には、特別な事情がない限り薬局での受け渡しは行わない。</li> </ul>	<p>② 配送業者を利用しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 当該薬局の従事者が自ら届ける（近隣の場合など）。</li> </ul>
<p>Ⅱ．品質の保持等（保冷）に特別の注意を要するもの</p>	<p>① 配送業者を利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 品質の保持等（保冷）が可能な方法で配送する（いわゆるクール便）。</li> </ul> <p>＜該当サービス＞ ※対面</p> <p>【日本郵便】 チルドゆうパック（1,035 円～）</p> <p>【ヤマト運輸】 クール宅急便（1,150 円～）</p> <p>【佐川急便】（照会中）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 服薬指導の際に、患者等に配送方法について説明し、薬剤が届いたら、すみやかに薬局へ連絡してもらうよう依頼する（併せて、その旨および電話番号を記載した文書を薬剤に同梱することなども有効）。</li> <li>➢ 患者等から連絡がない場合は、服薬状況の把握を兼ねて薬局から連絡し、受取状況などを確認する。</li> </ul>	<p>① 配送業者を利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 患者等と配送業者が<u>直接接しない方法</u>で配送する。</li> <li>➢ しかし、現状では、<b>利用可能なサービスの提供はないものと認識。</b></li> </ul>	<p>① 配送業者を利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「0410 対応」に準じる。</li> </ul>
	<p>② 配送業者を利用しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 当該薬局の従事者が自ら届ける（近隣の場合など）。 または</li> <li>➢ 患者等に来局を求める（⇒「0410 対応」の処方箋ではないものとして取り扱う）。</li> </ul>	<p>② 配送業者を利用しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 当該薬局の従事者が自ら届ける（近隣の場合など）。 または</li> <li>➢ 家族等に来局を求める。ただし、濃厚接触の可能性のある者には、特別な事情がない限り薬局での受け渡しは行わない。</li> </ul>	<p>② 配送業者を利用しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 当該薬局の従事者が自ら届ける（近隣の場合など）。</li> </ul>



Ⅲ. 早急に授与する必要があるもの	① 配送業者を利用する場合	① 配送業者を利用する場合	① 配送業者を利用する場合
	② 配送業者を利用しない場合	② 配送業者を利用しない場合	② 配送業者を利用しない場合

注1) 該当サービスの例に示す金額は、いずれも税込み価格です。

注2) 本資料は、「**新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける自宅療養中の患者への薬剤の配送方法に係る留意事項について**」(令和2年4月28日事務連絡、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課)で示されている内容に基づき、**時限的・特例的な取扱いの処方箋に係る薬剤の配送方法について整理したもの**です。

注3) ただし、当該事務連絡の「(2) B」(配送業者等に特別な指示等を行わなければ、患者と直接接しない薬剤の配送方法が難しく、かつ、配送先が自宅療養中の患者であることを伝えなければ配送できない場合)については、現在のところ、配送業者により提供されている配送サービスのうち、該当するものではありません。

注4) 配送業者により提供されている配送サービスの詳細については、各社から提供されている資料などをご確認いただくか、各社の最寄りの営業所などにお問い合わせください。